

# 知っていますか？ 川崎市子どもの権利条例

## 条例の理念

- 子どもは、一人ひとりみんな、大切な人間です。
- 子どもの権利は、一人ひとりが自分らしく生きていくために必要なものです。
- 自分の権利が保障されるためには、他の人の権利が大切にされなければならない、お互いに尊重しあうことが大切です。
- 子どもは、おとなとともに社会を構成するパートナーです。

## 人間として大切な子どもの権利

- 安心して生きる権利**  
子どもは、愛情と理解をもって育てられ、安全・安心に生活できます。
- ありのままの自分でいる権利**  
子どもは、一人ひとりの違いが認められ、秘密が守られ、人として大切にされます。
- 自分を守り、守られる権利**  
子どもは、いじめ、虐待、体罰などから逃れたり、相談したりできます。
- 自分を豊かにし、力づけられる権利**  
子どもは、遊んだり、学んだり、幸福を求めたりする中で、励まされ、力づけられます。
- 自分で決める権利**  
子どもは、成長にあわせて、おとなのアドバイスを受けながら、自分のことを決めることができます。
- 参加する権利**  
子どもは自分を表現したり、意見を発表したり、社会に参加することができます。
- 個別の必要に応じて支援を受ける権利**  
子どもは置かれた状況が違っても差別されません。また、障がいのある子どもや、外国人などの子どもが自分らしく生き、社会に参加して交流ができるように、その子どもの必要にあわせて助けられます。

相談したいときは…

## 川崎市人権オンブズパーソン

いじめや友達のことなどで、  
つらいとき、こまっているとき、電話してね。

子どもあんしんダイヤル

**0120-813-887** (子ども専用・無料)  
**044-813-3110** (おとなの方用)



相談時間/月・水・金曜日 午後1時～午後7時

土曜日 午前9時～午後3時

祝日・年末年始はお休みです。

▶相談の申込みは、メールでもできます。

## 横浜地方務局 こどもの人権110番

ひとりでなやまず電話してね!

**0120-007-110**

受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分  
(全国共通・通話料無料)

メールでの相談 こどもの人権SOS-eメール  
ケータイ・スマホからはこちら



LINE相談【かながわ子ども家庭110番相談LINE】

月～土曜日 午前9時～午後9時  
左の二次元コードから友だち追加

## おとなのみなさまへ ～子どもたちからおとなへのメッセージ～

まず、おとなが幸せにいてください。おとなが幸せじゃないのに子どもだけ幸せにはなれません。

おとなが幸せでないと、子どもに虐待とか体罰とかが起きます。

条例に「子どもは愛情と理解をもって育まれる」とありますが、まず、家庭や学校、地域の中で、おとなが幸せでいてほしいのです。

子どもはそういう中で、安心して生きることが出来ます。

< 2001(平成13)年 3月 子どもの権利条例子ども委員会のまとめ >



【お問合せ】

〒210-8577  
川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市子ども未来局青少年支援課  
電話 044-200-2344  
FAX 044-200-3931  
発行 川崎市・川崎市教育委員会

Colors, Future!

いろいろって、未来。

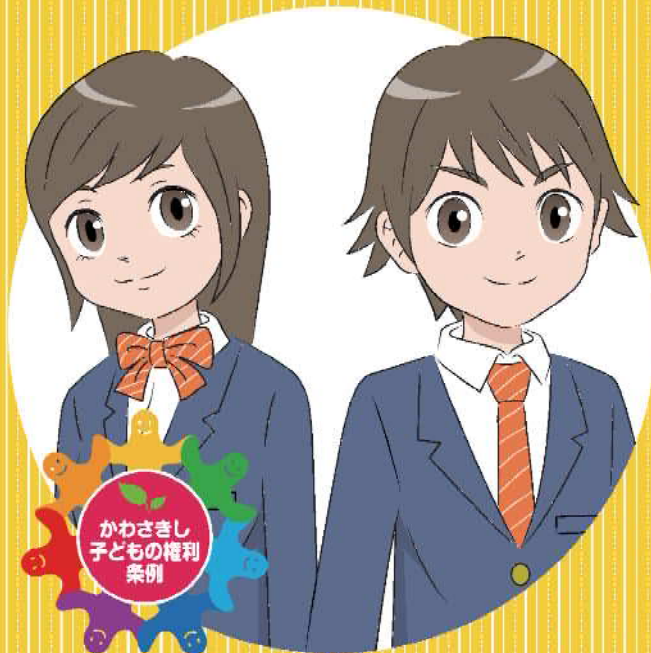
川崎市

2023(令和5)年

中高生版

# みんなで考えてみよう 川崎市

# 子どもの権利条例



11月20日はかわさき子どもの権利の日

川崎市子どもの権利条例は2001(平成13)年に全国ではじめてつくられました。

子どもが一人ひとりの人間として大切にされ、守られながら自分らしく生きられるように作られた、市と市民との「約束」です。

子ども=18歳になるまでをいいます

川崎市・川崎市教育委員会